

## いくみんすこやか推進会議設置要綱

### (目的)

第1条 大阪市健康増進計画「すこやか大阪21(第2次)」に基づき、関係団体等と相互の連携を図りながら協働して地域の課題を把握し、区民の健康づくりを積極的に推進するため、次の事項について意見を聴取することを目的として、「いくみんすこやか推進会議」(以下「会議」という。)を設置する。

- (1) 区民の健康づくりに関する事業の実施に関すること。
- (2) 健康づくりの効果的な普及啓発に関すること。
- (3) その他、生野区民の健康づくりの推進に関すること。

### (組織)

第2条 会議は、委員20名以内で組織する。

2 委員は、別表に掲げる団体から選出された者により構成する。

### (任期)

第3条 委員の任期は2年とする。ただし、就任の日から翌年度の末日までとする。

- 2 補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 3 委員は再任することができる。

### (座長等)

第4条 会議に座長及び副座長を置き、年度ごとに第1回目の会議において、委員の互選によりこれを定める。

- 2 座長は会議の議事を進行する。
- 3 副座長は座長を補佐し、座長に事故があるときは、その職務を代理する。

### (関係者の出席)

第5条 座長が必要と認めるときは、会議に委員以外の者の出席を求め、説明又は意見を聞くことができる。

### (事務局)

第6条 本会議の事務局は、生野区役所保健福祉課内に置く。

- 2 会議は事務局が召集する。

### (施行の細目)

第7条 この要綱の施行に関し必要な事項は、座長が定める。

第8条 この要綱に定めるもののほか、会議の運営に必要な事項は、保健福祉センター所長が定める。

## 附則

### (施行期日)

- 1 この要綱は、平成 28 年 6 月 28 日から施行する。
- 2 この要綱は、平成 29 年 7 月 13 日から施行する。(一部改正)

### (経過措置)

- 1 この要綱の改正前に選出された委員の任期については、第 3 条第 1 項の規定に関わらず平成 31 年 3 月 31 日までとする。

## 別表

生野区医師会

生野区歯科医師会

生野区薬剤師会

生野区食生活改善推進員協議会

生野区健康づくり推進協議会（カトレア会）

生野区生活習慣病予防教室終了者の会（ひまわり会）

生野区役所、生野区保健福祉センター